

# タクシー事業者

## 経営持続化支援補助金



釧路市内に本店又は営業所を置く法人及び個人タクシー事業者が、令和3年4月1日から令和4年2月10日までに取り組む事業に対し、支援を行います。

申請期間

令和3年5月10日(月)～7月30日(金)

対象経費	①高度化事業	新型コロナウイルス収束後の経営持続化に資する、決済等に係るシステムの高性能化や環境性能に配慮した機器の導入、業務の効率化等に関する事業	・ キャッシュレス決済対応化 ・ 予約・配車管理システム導入 ・ 環境性能に優れた車両等購入 ・ ドライブレコーダー設置 等
	②利便増進事業	利用者の待ち時間の短縮や分かりやすい予約方法の導入、多様な決済手段への対応など、利用者の利便性向上を図るサービスの導入	・ キャッシュレス決済対応化 ・ 予約・配車管理システム導入 ・ Wi-Fi整備 ・ ジャンボタクシー導入 ・ 多言語対応化 等
	③利用喚起事業	新型コロナウイルスの影響により低下した観光需要の回復のために、タクシー利用を促すような事業	・ 観光客(貸切)等利用者喚起のための情報発信 等

※「車両のタイヤ購入」「車両、営業所の抗菌・抗ウイルス対策」「運転席仕切りカーテンの設置」などは補助の対象とはなりません。

※システム導入により発生する手数料・通信費等のランニング経費は、各社の負担となります。

※補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としません。

支援対象者	補助上限額
法人タクシー	・ 事業費の全額を支援 ・ 1事業者: 上限100万円
個人タクシー	・ 事業費の全額を支援 ・ 1事業者: 上限10万円

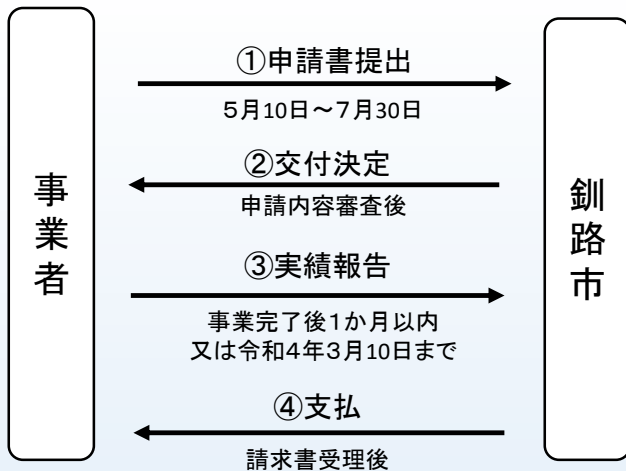
### 【申請に必要な書類】

- 交付申請書
- 事業計画書
- 見積書
- 品名、値段等の記載のあるカタログ等



釧路市ホームページ  
申請書ダウンロードはこちら

### 申請の流れ



【申請・問合せ先】 ※申請書は郵送またはご持参ください

釧路市 都市経営課 企画担当 ☎0154-31-4502

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

ファクス: 0154-22-4473

メール: to-kikaku@city.kushiro.lg.jp

